



平成二十九年八月十五日

「南麻布純音楽・アート研究会」設立につきまして

(南麻布は東京都港区内の地名です。麻布は、律令時代は麻の布を朝廷に収めていた地です。江戸時代は参勤交代の大名屋敷と庭園がひしめき合い、江戸の度重なる大火事で焼け出された寺院も移って来ました。幕末以降は、江戸中心地への居住が認められなかった欧米諸国の大使館が設置されました。これが今日の、伝統と国際色豊かな港区の原型となっております。)

私達は長年ささやかながら、音楽やアート創作を継続し、南麻布の拙宅でのサロン・コンサートでその成果をお客様に楽しんでいただいております。

この度、ゲーム音楽やDTMの発展に長年貢献されて来た環境音楽作曲家の奈雲 美徳さんのご協力の下で純音楽作家やアーティストとお客様をつなぐ公的団体として「南麻布純音楽・アート研究会」を設立しました。

私達が創り出す音楽作品の作風は様々ですが、共通点が二つあります。

1. 音創りや聴き手の皆さんとの対話に情報通信テクノロジーを使います。
2. 創った音楽作品そのもので勝負します。聴き手の皆さんに感動してもらい、感銘する心を分かち合います。

具体的な活動内容としては、従来通り、拙宅を利用したサロン・コンサートを継続すると共に、港区などの公的施設を利用した展示会や公開コンサートと音楽創作セミナーを実施致します。又、優れた演奏家の方々に活動の場を提供する事も目的とします。

この研究会が港区など、東京都民、日本国民のみならず、グローバルに私達の音楽創作物を楽しんでいただけるきっかけとなれば幸いです。

山田 浩貴
瀧口 忠男
代表 末岡 武彦





15th Aug. 2017

About Establishment of "Minami-Azabu Pure Music & Art Community"

Note: Minami-Azabu is the one of the very historical areas in the center of Tokyo where many great palaces and gardens of Dymyos, Heads of Samurais existed 150 years ago. Also many embassies from Western countries started to be established in that timing when Japan opened her country to the world. These are the reasons why today's Minami-Azabu is both traditional and international.

We have created our original music & art for many years. And also often enjoyed friendship among creators and guests by holding Mini Salon Concert in Sueoka's place.

Today, we established non-profit group, "Minami-Azabu Pure Music & Art Community" helped and supported by Environmental Music Composer Yoshinori NAGUMO who has contributed to develop the industry of game music and DTM for many years. The purpose of our community is to connect pure music creators and artists with their enthusiasts.

It is true each member in our community has his or her way of music expression. However, we have two common points to agree each other as follows.

- 1. We use ICT very effectively as a method to create music and communicate with music.**
- 2. We try to move people simply only by music and share affected common spirits together.**

As our concrete activities, we will continue to hold Salon Concert in Sueoka's place, also newly hold our exhibition, open concert & seminar on our music creation for general citizens using public facilities mainly Minato Ward manages. We also want to provide chances openly for excellent players to perform our best music.

We are ultimately happy, if our community becomes a start to enjoy our musical works not only for Tokyo Metropolitans, in and out of Minato Ward but also people in Japan and the world.

山田 浩貴(YAMADA, Hiroki)

瀧口 忠男(TAKIGUCHI, Tadao)

代表 末岡 武彦(SUEOKA, Takehiko, Representative)



第1章 総 則

(当団体の称号・住所)

第1条 当団体の正式名称は、「南麻布純音楽・アート研究会」とし、略号を「ぴゅあみゅじかーと」とする。英文名称は“Pure Music & Art Community”とし、略号を“Puremusicart”とする。又、活動本拠地を東京都港区南麻布3-11-44-202とする。

(事業理念・目的)

第2条 当団体の事業理念は、「『南麻布純音楽・アート研究会』設立につきまして」のとおりとし、事業目的は具体的には次の6項目とする。

- 1 音楽・アート創作者が自ら正直に感銘し、心の糧となり得る作品を追求・創作する事を推進するための交流の場の提供
- 2 上記作品の発表の場を提供し世界中の人々が創作した音楽・アートを共有するためのきっかけを作ると同時に作品を実演するパフォーマーを支援する。
- 3 音楽・アート創作者が自ら正直に感銘し、心の糧となり得る作品の科学的な分析と理論研究並びに作品の客観的評価基準の検討
- 4 著作権を自ら遵守し、世界に徹底させるための仕組みづくり
- 5 上記四項を可能とする資金ファンドの設立と運営
- 6 当団体は営利活動をせず、公的団体として他の公共団体・法人・個人と協力しながら音楽家・アーティスト・パフォーマーとその鑑賞者に奉仕する。

第2章 運 営

(会員)

第3条 当団体は次の5項目に対応する会員を定義し、参加を促す。当団体は会員情報を当団体の目的以外に利用してはならず、個人情報を含む機密情報を他者に漏洩してはならない。

- 1 当団体が推奨する創作者の作品を鑑賞し、名前が明らかでメールなどで連絡が可能な鑑賞者を鑑賞会員とする。会員は須らく鑑賞会員とする。
- 2 会員のうち、別途定める協賛金や年会費を納め、資金ファンド作りに協力する会員を有償会員とする。
- 3 会員のうち、第2条第一項を満たす会員を創作会員とする。
- 4 会員のうち、第2条第三項を満たす会員を研究会員とする。
- 5 会員のうち、創作会員の創作物を演奏する会員を演奏会員とする。

(理事・代表・理事会)

第4条 当団体発足時の会員を発足当初の理事とする。理事のうちの1名を当団体の代表とする。当団体の企画・経営・監査のための理事会を理事1名以上の発議により開催し、2名以上の出席者の過半数の多数決にて次の6事項を審議・意思決定する。意志決定同意事項の確認はメールその他の電子的手段で理事どうしにて行う。

- 1 催事の企画・役割分担・運営詳細決定
- 2 会員の理事会への参加許可
- 3 理事・代表の就任・退任
- 4 業務委託・業務環境利用に関する事項
- 5 催事の予算や決算の決定・経理財務や業務の監査
- 6 会員や理事の不正・不祥事に関する勧告・処罰

(業務委託・業務環境利用・利益供与禁止)

第5条 当団体は任意団体であり、その機能を補うために、業務プロセスや ICT などの業務環境について、信頼出来る企業の経営資源・ノウハウを利用し、業務委託を行う。但し、委託先企業とは別途業務委託契約を締結しなければならない。更に委託先企業に利益供与する事は出来ない。

(報告)

第6条 理事は役割分担の上、次の報告を会員やその他の支援団体に行わなければならない。

- 1 鑑賞会員に対して催事の予告・結果やその他重要事項について
- 2 有償会員に対して催事の決算について
- 3 支援団体に対してそれぞれの支援団体が要求する報告について

(事業年度)

第7条 当団体の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

以上、今までの慣習的規約を整理・改善する事で任意団体 南麻布純音楽・アート研究会のための定款を作成し、効力を持たせるために、次の理事・代表が署名・捺印する。

平成31年 1 月 1 日

理事 山 田 浩 貴 印

理事 瀧 口 忠 男 印

代表 末 岡 武 彦 印